

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N1（エヌワン）

富谷市成田一丁目6番1号，6番8号

### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 代表取締役 古山 利昭

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社MonaMona 代表取締役 関 和雄

富谷市成田一丁目6番地1

株式会社高五 代表取締役 高橋 榮吾

栗原市栗駒岩ヶ崎六日町37番地

### 3 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
N1（エヌワン） 黒川郡富谷町成田一丁目6番1号，6番8号	N1（エヌワン） 富谷市成田一丁目6番1号，6番8号

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヤマザワ 代表取締役 古山 利昭 山形県山形市あこや町三丁目8番9号	株式会社ヤマザワ 代表取締役 古山 利昭 山形県山形市あこや町三丁目8番9号
株式会社ヤマザワ薬品 代表取締役 山澤 廣 山形県山形市あこや町三丁目8番9号	株式会社ヤマザワ薬品 代表取締役 山澤 廣 山形県山形市あこや町三丁目9番3号

株式会社ラグノオささき 代表取締役 木村 公保 青森県弘前市大字百石町9番地	
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
有限会社佐藤園芸 代表取締役 佐藤 泰之 仙台市太白区柳生字上河原19番地	有限会社佐藤園芸 代表取締役 佐藤 泰之 仙台市太白区柳生字上河原19番地
アスクウォーク有限会社 代表取締役 坪 真一 茨城県水戸市米沢町325番地1	株式会社MonaMona 代表取締役 関 和雄 富谷市成田一丁目6番地1
	株式会社高五 代表取締役 高橋 榮吾 栗原市栗駒岩ヶ崎六日町37番地

#### 4 変更の年月日

3 - (1) 平成28年10月10日

3 - (2) 平成28年4月18日 (株式会社ヤマザワ薬品)

令和2年9月11日 (株式会社ラグノオささき)

平成29年7月31日 (アスクウォーク有限会社)

平成29年10月13日 (株式会社MonaMona)

令和3年4月8日 (株式会社高五)

#### 5 届出年月日

令和3年5月18日

#### 6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター及び富谷市役所

#### 7 縦覧期間

令和3年6月4日から令和3年10月4日まで (ただし, 閉庁日を除く。)

#### 8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

#### 9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号) 及び意見書様式を参考のこと。